

平成29年11月14日（火）

第1回臨時教育委員会會議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 平成29年11月14日(火)午後1時00分
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員 教育長 倉部 俊治 委員 豊島 秀範  
委員 長谷川浩子 委員 足立 俊弘  
委員 蒲田 知子
4. 出席事務局職員  
教育総務部長 小島茂明 生涯学習部長 小林信治  
生涯学習部次長兼生涯学習課長兼生涯学習センター長 木下登志子  
総務課長 山田和夫  
文化・スポーツ課長兼白樺文学館長兼杉村楚人冠記念館長 鈴木 肇  
生涯学習課主幹兼公民館長 丸山正晃  
文化・スポーツ課主幹 小林由紀夫 公民館長補佐 谷次義雄  
総務課主幹 森田康宏
5. 欠席事務局職員 なし

午後 1 時 0 0 分開会

○倉部教育長 ただいまから平成 2 9 年第 1 回臨時教育委員会を開会いたします。

これより会議を始めますが、教育委員並びに事務局職員に申し上げます。我孫子市教育委員会会議規則第 1 8 条の規定により、会議で発言する場合は挙手をし、私が指名してから発言をお願いします。また、会議を円滑に進めるため、発言は一問一答をお願いします。

---

#### 会議録署名委員指名

○倉部教育長 日程第 1、我孫子市教育委員会会議規則第 3 1 条の規定により、会議録署名委員を指名します。蒲田委員をお願いします。

---

#### 議案第 1 号

○倉部教育長 日程第 2、議案の審査を行います。

議案第 1 号、我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について、事務局の説明を求めます。

○丸山生涯学習課主幹 それでは説明させていただきます。1 ページをお開きください。

議案第 1 号は、我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するため、提案するものです。

提案理由は、インターネットを利用して公民館の申請手続きが行える者を改めるとともに、抽選予約申請ができる者を市内の団体に限定するため、提案するものです。

2 ページをご覧ください。まず第 5 条（使用許可申請）では、インターネ

ットを利用して申請手続きができるのは、従前は「市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内の団体」としていましたが、対象が重複しているため、「市内の団体」を削除し、「市内に在住し、在勤し、又は在学する者」に限ると、文言を修正しました。

次に、別表第1（第5条関係）のとおり、抽選予約申請では、（1）湖北地区公民館のホール、（2）湖北地区公民館のホール以外の施設等とも、申請できる者を、従前は「市内在住者等」としていましたが、市内在住者等（団体に限る）とし、「市内在住、在勤、在学の団体」と分かるようにしました。

別表第1に記載の「市内在住者等」の定義は備考3に記載し、市内に在住し、在勤し、又は在学する者としています。

最後に、附則で、施行日は、周知期間を要するため、平成30年4月1日から適用とするものです。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○倉部教育長 以上で説明が終わりました。議案第1号について質疑があればこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○倉部教育長 ないようですので質疑を打ち切ります。

---

○倉部教育長 これより採決いたします。

議案第1号、我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第1号は可決されました。

---

## 議案第2号

○倉部教育長 次に議案第2号、我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者の指定について事務局の説明を求めます。

○小林文化・スポーツ課主幹 4ページをお開きください。議案第2号、我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者の指定について、提案理由ですが、この11月11日土曜日に指定管理者選考委員会を開催いたしまして、我孫子市民体育館、手賀沼公園、湖北台中央公園、および利根川ゆうゆう公園を管理する指定管理者の選定を行いました。この指定をするため、議会に上程されるよう市長に依頼することが提案理由です。

資料として、5ページをお開きください。指定管理者に管理を行わせる施設として、今申し上げましたが、我孫子市民体育館、手賀沼公園の庭球場、湖北台中央公園の野球場及び庭球場、利根川ゆうゆう公園の野球場（大人用2面、少年用2面）とサッカー場（大人用2面、少年用3面）そしてオフロード自転車コースとなります。

指定管理者となる団体の名称ですが、選定いたしましたのは、アクティオ・フクシ共同事業体、指定の期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とします。

次に6ページをお開きください。「指定管理者の指定に関する資料」です。受付は、平成29年10月30日・10月31日の2日にわたって行いました。応募団体は2団体、選定されましたアクティオ・フクシ共同事業体とミズノグループです。

そして、選考結果ですが、第1回委員会を、平成29年8月22日に開催しまして、そこで、指定管理者の選定基準および配点を指定管理者選考委員会の中で審議をしまして、決定しました。

それをもとに、平成29年11月11日に、第2回委員会で、指定管理者指

定申請書等の提案説明および質疑、指定管理者候補者の審査及び選定を行いました。その結果、利用率向上の為の具体的な提案、幅広い年代に対応した健康増進策等の自主事業の提案、また、公共施設の指定管理実績も数多くあり、施設の管理運営について十分なノウハウを有している点など、当施設の現状を理解し、市民のニーズに対応する提案姿勢が選考委員に評価され、総合評価において最高得点の評価を得たため、これを選考理由とします。以上が説明となります。

○倉部教育長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。議案第2号について質疑があればこれを許します。

○豊島委員 「指定管理者の指定に関する資料」に関してですが、「応募団体数」は2団体ということですが、従来とそんなに変わりはないでしょうか、応募団体は大体このくらいなのでしょうか。

○小林文化・スポーツ課主幹 実際体育館の方に施設見学に来たのは、7,8社でしたが、実際に応募申請したのは、2団体でした。ゆうゆう公園などの広大な土地を管理しているもので、事業者も限られます。前回の指定管理者の応募も2社でした。

○豊島委員 ありがとうございます。それはやはり、相手の方はミズノグループですか。

○小林文化・スポーツ課主幹 前は、アクティオ・フクシ共同事業体と我孫子市体育協会でした。

○豊島委員 アクティオ・フクシ共同事業体よりいいと思うのですが、ミズノは所在地が大阪であり、前回は我孫子に結構近い所の事業者であって、それが乗り出して来ないというのは、結構大変なのでしょうか。

○小林文化・スポーツ課主幹 自主事業計画ですとか、事業実態が大変なところがありまして、こういうスポーツ専門にやっているところには、なかなか事

業提案が難しいところがあり、できなかったということです。

○豊島委員 「総合得点において最高評価を得たため」ということですが、あまりわからないのですが、皆さんの決定ですので、これは妥当だと思います。

○倉部教育長 わかりました。ほかにいかがでしょうか。

○足立委員 指定管理料に係る評価の、算出方法を教えてください。

○小林文化・スポーツ課主幹 最低額を出したところを、最高得点とし、差額を減点方式で採点します。計算式は  $105 \text{ 点} - \{(B \text{ 社額} - A \text{ 社額}) / B \text{ 社額}\} \times 105 \text{ 点}$  となります。これに関しては、市民活動支援課などと同じ計算方式でやっています。

○倉部教育長 他の指定管理施設の中での、同じ点数配分でやったということではよろしいですね。

○小林文化・スポーツ課主幹 はい、そうです。

○足立委員 わかりました。ありがとうございます。

○豊島委員 テレビのニュースで、国の無駄遣いが数百億、数千でしたでしょうか、と出ていまして、一番の原因というのが、入札絡みのことでした。この入札の二つの方式のうちのどちらかに入るところを、両方の方式を一緒にして、ということが出てくる。それはご存知だと思いますが、この場合に、この表の「指定管理料の提案額」を見ると、二つ目の額の方が低いのですが、一般的には低い方にいくと思うのですが、そうではないのでしょうか。

○小林文化・スポーツ課主幹 一般的な入札であれば、額は、最低額をつけたところとなりますが、これはいわゆるプロポーザル方式というか、提案を聞いて、事業提案も含めて、指定管理の金額については評価の一つとしてみるという方式ですので、こういった結果になるということもある、ということです。

○豊島委員 議論をするとなかなかそれはわかりにくい。結果的に総合点で453点と410点ということで、順位で言うと1位2位とついているわけです。

けれども、これを原案として決めるのであれば、おおよその説明、若干の説明があってもしかるべきだと思います。そうでないと、皆さんも信じていますから、原案どおり賛成しますけれども、判断の材料がない。ただ、それは感想です。

○蒲田委員 私は指定管理者の選定をしたこともありましたけれども、プロポーザル方式で考えていたときには、もちろん費用だけで選ぶのではなく、市民のニーズにどう応えるのか、であったり、企業の考え方、そういったことを踏まえて、評価をしていくということですから、私はこれを妥当だといった判断をされたということをととても理解できます。分かりづらいとは思いません。ただ、この中では、例えば、個人情報ですとか、安全対策に関しては、アクティオさんも、A社も変わらないですけれども、ここは7割くらい点数の低い分ですから、こういったところに関しては、続けるアクティオさんの料金も、少し指導していただいて、より安全である、個人情報の保護に関してもそうなんですけれども、大事な命を預かっていますから、皆さん楽しく利用できる場所であるために、そういったところで何か間違いがないようにという配慮は、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

○小林文化・スポーツ課主幹 蒲田委員のおっしゃるとおりでございます。個人情報に関しましては、我孫子市でも、プライバシーマークという個人情報に関する資格というか、ISO みたいなものがありまして、それを取っている会社でして、今期3年間やっています。個人情報に関してもそういった漏れなどということはありません。今後もそれを継続してやっていけるように、しっかりと私どももサポートして参ります。そして、安全対策の方も、慎重にやっていただいていると思いますが、今おっしゃられたように、スポーツ施設ですから、怪我がゼロというわけではありません。ですから、最小限に抑えるとか、何かあったときにすぐに対応できるように、これからも指導をしていきます。



また、他の評価に関しましても、今おっしゃられたように、この選考委員会には、施設の利用代表者2名も入っておりますが、その方たちの評価もかなり高かったということで、そういったところの差もあるということをお伝えします。

○倉部教育長 私から念のために確認します。第1回目の選定委員会の際に、この配点について、この配分について、委員の皆さんに説明したと思うのですが、それについて選定委員の方から何かご意見ありましたでしょうか。特に金額について意見が分かれているようですが。

○小林文化・スポーツ課主幹 私どもの方から原案を示しまして、金額にかんしては、これでいいということで異論はなく、この方式のままで良いという意見をいただいております。

○豊島委員 多かれ少なかれ、こういうことに皆我々関わっているわけであり、それを説明して、それを了解するときには、それなりの説明をするのです。その人たちの考え方や、重要なポイントを示していただければ、それで十分理解できるのです。感想ですけれども、私は具体的な評価を見るのは初めてですから、それについて分かれと言われても、そう簡単に分からない、ということをお正直に申し上げます。

○倉部教育長 ありがとうございます。今のご指摘の中で、やはり丁寧な説明が必要であると私は思います。先ほどのご説明いただいただけでなく、その選定に至った経過の中で、特にこういうような提案について高い評価を得たということについて、委員の皆さんの意見が特にあったものについて、もう少しだけ丁寧に説明願えますか。

○小林文化・スポーツ課主幹 アクティオ・フクシの方は、特にというのが、最初に言いましたように、施設利用率の向上ですが、今現状、武道場が中庭に設置してありますが、そこにエアコンを設置しておりません。本来であれば市

で設置すべきですが、アクティオ・フクシ共同事業体で設置をして現在、自主事業として行っている教室などについて武道場を利用することで、武道場の有効利用を図っていくところです。あとは、健康増進ですけれども、一つの例としましては、今期3年の間の介護予防事業（二次介護）なのですが、市民体育館の方の事業なのですが、それに関してはやはり、建っている所があまり良くなく、利便性が良い所とは言えませんので、講座に出席する方は少ない、ということで今回の提案で、そういった高齢者の方々、例えば、つつじ荘であるとか、各施設に自分たちで出向いて、そういう講座を開く提案が挙げられていましたので、市民の皆さんに高く評価されているところであると思います。あと、自主事業の方ですけれども、身の丈に合ったというか、うちの方の体育館の方が結構メインアリーナは土日に大会が多くあり、ほとんど空いていない状況で、なかなか自主事業が思うようにいかないところがあります。私どもは、指定管理者が自主事業をやるために、枠をあげます、というようなことはしておりません。ある市町村では、そういう枠をあげているところもあるようですが、やはり市民利用に対するということで、あげていません。その空いた時間の中で、いかに上手く、市民のニーズに合った、簡単にできるエクササイズとか、そういう運動、今話題のことなどを的確に捉えて提案したいと考えております。そして、職員の配置体制に関しても、正社員を責任を持って配置したいと提案された点が、評価されたところです。

○倉部教育長 ありがとうございます。そうすると、この評価項目の、2番、5番、8番がそれぞれ点数の差が出ているところですが、それが評価されたという結果でよろしいでしょうか。

○小林文化・スポーツ課主幹 そのとおりです。

○倉部教育長 この評価項目等、他にいかがでしょうか。

○豊島委員 今のところ、資料を確認しながら聞いておりました。私が入札等

をやる場合、これとこれ、というように、最低条件を出して、それをどのようにクリアするか、ということをやったりするのです。で、この場合に、例えば2番の武道場というのは、ミズノさんは初めてですから、内容は分からないですよね。一方は内容を知っている方だから、それを提言する。もし、説明がないとしたら、そのようなことは知らないわけだから、そのところに差があるのではないのでしょうか。

○小林文化・スポーツ課主幹 そのところの情報に関しては、各部屋の利用状況というものは、ミズノから情報公開請求がありまして、各部屋の稼働率等の情報提供をしております。あと、施設見学会がありまして、その時に、施設等の状況等を見ていただいて、それをもとに提案をされるので、武道場の稼働率が悪いとか、エアコンがないということはミズノは分かっていると、私どもは判断しています。

○豊島委員 大体状況は分かりました。ありがとうございます。

○倉部教育長 他にいかがでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 質疑がないものと認めます。質疑を打ち切ります。

---

○倉部教育長 これより採決いたします。

議案第2号、我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者の指定について、原案に賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第2号は可決されました。

---

### 議案第3号

○倉部教育長 次に議案第3号、損害賠償の額の決定について、事務局から説

明を求めます。

○小林文化・スポーツ課主幹 議案第3号について説明いたします。8ページをご覧ください。損害賠償の額の決定について、これに関しましては、この時期になってしまいました。事故の示談というか、保険金の支払内容が分かりましたのが、10月の終わりです。定例教育委員会に間に合わなかったため、こちらで報告いたします。

提案理由としましては、平成28年9月30日、我孫子市水道局駐車場において公用車が起こした事故について、賠償相手方と協議が整い、当該事故に係る損害賠償の額を定めるため平成29年第4回定例会（12月議会）議案として上程されるよう、市長に依頼するものです。

事故の状況としては、職員が駐車場から公用車を発車させようと後退したところ、駐車場が満車だったため通路に停車していた賠償相手方の乗用車に衝突し、当該乗用車の後部バンパーを損傷させるとともに、賠償相手方に頸椎捻挫の傷害を負わせた、ということです。

損害賠償の額に関しましては、対物損害賠償金が249,086円、その内訳は、修理費が130,286円、代車料が118,800円でした。対人賠償金は1,858,881円でした。総額が2,107,967円です。

説明は以上です。

○倉部教育長 委員さんがお聞きしたいところは、保険金の支払いについて、どのようになっているかです。説明をお願いします。

○小林文化・スポーツ課主幹 支払いに関しましては、我孫子市の施設管理課で入っている自動車保険会社において、支払っております。自賠責保険は、対人で120万円まで出るのですが、最初にこの保険会社の方で、180万円を立替え払いして、その後、120万円を自賠責保険から保険会社に返納する、ということです。

○倉部教育長 では、全ては保険で賄われている、ということによろしいでしょうか。

○小林文化・スポーツ課主幹 はい、そのとおりです。

○倉部教育長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。議案第3号について質疑があればこれを許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 質疑がないものと認めます。質疑を打ち切ります。

---

○倉部教育長 これより採決いたします。

議案第3号、損害賠償の額の決定について、原案に賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第3号は可決されました。

---

○倉部教育長 以上をもちまして平成29年第1回臨時教育委員会を終了いたします。どうもお疲れ様でした。

午後1時30分閉会